

## 議案第46号

### 鳥取県石綿健康被害防止条例の一部改正について

次のとおり鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例

鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

目次

第1章・第2章 略

第3章 解体等作業の事前調査 (第6条の2—第6条の5)

第4章～第6章 略

附則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。)第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業(以下「特定粉じん排出等作業」という。)に該当しないものをいう。

(6) 作業基準 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準として規則で定めるものをいう。

(7) 発注者等 発注者 (建設工事 (他の者から請け負ったもの

目次

第1章・第2章 略

第3章 解体等作業の事前調査 (第6条の2—第6条の4)

第4章～第6章 略

附則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。)第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業に該当しないものをいう。

(6) 飛散等防止基準 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準として規則で定めるものをいう。

を除く。)の注文者をいう。以下同じ。)又は建設工事を請負  
契約によらないで自ら施工する者をいう。

(事前調査の実施)

第6条の2 解体等作業を伴う建設工事(以下「解体等工事」とい  
う。)を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、当  
該解体等工事に係る建築物等における石綿含有材料等の使用の有  
無について、あらかじめ目視、設計図書の確認、材料の分析等に  
よる調査を行い、当該調査(法第18条の17第1項の規定による調  
査を含む。)の結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 略

3 解体等工事の発注者は、当該解体等工事を施工しようとする者  
が行う第1項の規定による調査に要する費用を適正に負担するこ  
とその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調  
査に協力しなければならない。

(事前調査結果の説明等)

第6条の3 解体等工事(他の者から請け負ったものに限る。)を  
施工しようとする者は、規則で定めるところにより、当該解体等

(事前調査の実施)

第6条の2 解体等作業を伴う建設工事(以下「解体等工事」とい  
う。)を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、当  
該解体等工事に係る建築物等における石綿含有材料等の使用の有  
無について、あらかじめ目視、設計図書の確認、材料の分析等に  
よる調査し、その結果を記録し、これを保存しなければならない  
い。

2 略

工事の発注者に対し、前条第1項の規定による調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が次に掲げる工事に該当するときは、それぞれに定める事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

(1) 次条第1項に規定する報告対象工事 同項第3号から第5号までに掲げる事項

(2) 第7条第1項に規定する届出対象工事 同項第4号から第7号までに掲げる事項

2 前条第1項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(事前調査結果の報告)

第6条の4 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事（以下「報告対象工事」という。）の発注者等は、当該作業の開始の日の14

(事前調査結果の報告)

第6条の3 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事（以下「報告対象工事」という。）を施工しようとする者は、当該作業の開

日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 報告対象工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 略

(4) 略

(5) 吹付け石綿に係る第6条の2第1項又は法第18条の17第1項の規定により実施した調査の方法及び結果

(6) 略

2 前項ただし書の場合において、当該報告対象工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

3 略

(解体等作業の一時停止等)

第6条の5 知事は、第6条の2第1項の規定による記録の保存又

始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 吹付け石綿に係る前条の規定により実施した調査の方法及び結果

(5) 略

2 前項ただし書の場合において、当該報告対象工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

3 略

(解体等作業の一時停止等)

第6条の4 知事は、第6条の2第1項の規定による記録の保存又

は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、解体等工事を施工する者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項又は法第18条の17第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項又は法第18条の17第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。

### 3 略

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第7条 石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれが高い石綿粉じん排出等作業として規則で定めるものを伴う建設工事（以下「届出対象工事」という。）の発注者等は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届けなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急

は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、解体等工事を施工する者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項の規定による調査の結果を知事に報告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。

### 3 略

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第7条 石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれが高い石綿粉じん排出等作業として規則で定めるものを伴う建設工事（以下「届出対象工事」という。）を施工しようとする者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届けなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出

に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 届出対象工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

2 前項ただし書の場合において、当該届出対象工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならぬ。

3 略

4 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が作業基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出の内容を作業基準に適合するものに変更することを勧告することができる。

等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

2 前項ただし書の場合において、当該届出対象工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならぬ。

3 略

4 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が飛散等防止基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出の内容を飛散等防止基準に適合するものに変更することを勧告することができる。

(基準遵守義務)

第7条の2 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工する者は、当該石綿粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第8条 知事は、特定工事の施工に伴う石綿の粉じんの処理又は飛散の防止の方法が作業基準に適合していないと認めるときは、特定工事を施工する者に対し、期限を定めて、当該石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善を勧告し、又は当該石綿粉じん排出等作業の一時停止を勧告することができる。

2・3 略

(発注者の配慮)

第9条 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(基準遵守義務)

第7条の2 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工する者は、当該石綿粉じん排出等作業について、飛散等防止基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第8条 知事は、特定工事の施工に伴う石綿の粉じんの処理又は飛散の防止の方法が飛散等防止基準に適合していないと認めるときは、特定工事を施工する者に対し、期限を定めて、当該石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善を勧告し、又は当該石綿粉じん排出等作業の一時停止を勧告することができる。

2・3 略

(注文者の配慮)

第9条 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、飛散等防止基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。



(処理予定量等の届出等)

第10条 届出対象工事又は法第18条の15第1項に規定する特定工事

(以下「届出対象工事等」という。)を施工しようとする者は、届出対象工事等の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、届出対象工事等に伴い廃棄物として処理される石綿含有材料等の種類、処理量及び処理の方法（処理を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により届出対象工事等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該届出対象工事等を施工する者は、速やかに、同項に規定する事項を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出をした者は、石綿含有材料等の処理が終了する都度、規則で定めるところにより、当該処理の状況に関する報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

(通報)

(処理予定量等の届出等)

第10条 第7条第1項若しくは第2項又は法第18条の15第1項若し

くは第2項の規定による届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、届出対象工事又は同条第1項に規定する特定工事に伴い廃棄物として処理される石綿含有材料等の種類、処理量及び処理の方法（処理を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、石綿含有材料等の処理が終了する都度、規則で定めるところにより、当該処理の状況に関する報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

(通報)

第10条の2 次に掲げる事実を知った者は、その旨を知事に通報することができる。

(1) 第6条の2第1項の規定による調査の結果の記録の保存が行われずに解体等工事が施工されていること。

(2) 第6条の4第1項の規定による報告が行われずに報告対象工事が施工されていること。

(3) 第7条第1項又は法第18条の15第1項の規定による届出が行われずに届出対象工事等が施工されていること。

(4) 作業基準を遵守せずに石綿粉じん排出等作業が実施され、又は法第18条の14に規定する作業基準を遵守せずに特定粉じん排出等作業が実施されていること。

(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等、解体等工事の発注者若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等

第10条の2 次に掲げる事実を知った者は、その旨を知事に通報することができる。

(1) 第6条の2第1項の規定による調査の結果の記録の保存が行われずに解体等工事が施工していること。

(2) 第6条の3第1項の規定による報告を行わないで報告対象工事を施工していること。

(3) 第7条第1項又は法第18条の15第1項の規定による届出を行わないで届出対象工事又は同項に規定する特定工事を施工していること。

(4) 飛散等防止基準を遵守せずに石綿粉じん排出等作業を実施し、又は法第18条の14に規定する作業基準を遵守せずに法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業を実施していること。

(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工場の場所に立ち

<p>工場の場所に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。</p> <p>ア 第6条の4第1項又は第2項の規定による報告</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 第10条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第3項の規定による報告</p> <p>工 略</p> <p>(2) 第6条第2項、第6条の5第1項、第7条第4項若しくは第8条第1項の規定による勧告又は第6条の5第2項若しくは第8条第2項の規定による命令を行うため必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(弁明の機会の付与)</p> <p>第13条 知事は、第6条第3項、第6条の5第3項又は第8条第3項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ第6条第</p>	<p>入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。</p> <p>ア 第6条の3第1項又は第2項の規定による報告</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 第10条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による報告</p> <p>工 略</p> <p>(2) 第6条第2項、第6条の4第1項、第7条第4項若しくは第8条第1項の規定による勧告又は第6条の4第2項若しくは第8条第2項の規定による命令を行うため必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(弁明の機会の付与)</p> <p>第13条 知事は、第6条第3項、第6条の4第3項又は第8条第3項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ第6条第</p>
--	---

<p>2項、<u>第6条の5第1項</u>若しくは<u>第8条第1項</u>の規定による勧告又は<u>第6条の5第2項</u>若しくは<u>第8条第2項</u>の規定による命令を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>2項、<u>第6条の4第1項</u>若しくは<u>第8条第1項</u>の規定による勧告又は<u>第6条の4第2項</u>若しくは<u>第8条第2項</u>の規定による命令を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。</p>
<p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第6条の4第1項</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(2) <u>第6条の5第2項</u>の規定による命令に違反した者</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第6条の3第1項</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(2) <u>第6条の4第2項</u>の規定による命令に違反した者</p> <p>(3)・(4) 略</p>
<p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) <u>第6条の4第2項</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(2) 略</p>	<p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) <u>第6条の3第2項</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(2) 略</p>
<p>附 則</p>	

(施行期日)

1 この条例は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の鳥取県石綿健康被害防止条例（以下「旧条例」という。）第6条の3第1項又は第2項の規定による報告がされた建設工事については、改正後の鳥取県石綿健康被害防止条例（以下「新条例」という。）第6条の3第1項第1号及び第6条の4の規定は、適用しない。

3 施行日前に旧条例第7条第1項又は第2項の規定による届出がされた建設工事については、新条例第6条の3及び第7条の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。